

神戸市次世代自動車普及促進補助制度 手続きの流れ

平成 31 年 4 月

詳細は、ホームページで確認、もしくは環境保全指導課にお問合せください。申請書はホームページでも入手できます。

補助制度ホームページ: <http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/noise/jisedaicar.html>

神戸市次世代自動車普及促進補助金交付要綱(平成 31年 4 月 1 日改正):

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/noise/31youkou.pdf>

1、交付申請

本市の補助金は、国との協調補助が前提です。別途、国の手続きを行ってください

交付申請書の提出

- <受付期間> 当該年度の 4/1 から 2/23(土・日・祝日の場合は、前日の開庁日)の 17:30 まで
- <必要書類>
- 交付申請書(第 1 号様式)
 - 自動車購入見積書(自動車リース事業の場合は、自動車賃貸見積書)の写し
 - ・法人:登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※取得後 3 か月以内のもの
 - ・個人事業者:前年分の確定申告書 B の写し
 - ※新規開設で確定申告をまだしていない場合⇒税務署の受付印を押した開設証明書の写し
 - 国の協調補助を受けることを証明する書類(確約書等)
 - ※確約書の場合は、国の補助金交付決定通知の写しを取得後速やかに別途提出してください
 - 自動車リース業者が申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書
 - 神戸市内に事務所又は事業所があることを証明する資料

交付決定通知書・ステッカーの受領

交付決定通知書・ステッカーの郵送を希望する場合は、申請時に返信用封筒(長形 3 号)に「郵便番号、住所、あて先」をご記入の上、郵便切手(92 円)を貼付してご提出ください

契約・納車

ステッカーを車両(外部)に貼付してください

2、実績報告

実績報告書の提出

- <受付期間> 当該年度の 4/1 から 3/24(土・日・祝日の場合は、前日の開庁日)の 17:30 まで
- <必要書類>
- 実績報告書(第 5 号様式)
 - 自動車購入の契約書(自動車リース業にあつては、自動車賃貸契約書)の写し
 - 領収書(経費の支払いを証明する書類)
 - 自動車リース事業の場合、貸与料金の算定根拠明細書(交付申請書添付分から変更がない場合は不要)
 - 自動車車検証の写し(補助対象事業が完了したことを確認できる書類)
 - 「神戸市次世代自動車普及促進事業補助対象車」ステッカーの貼付が確認できる書類(写真)
 - (国土交通省の補助対象車両のうち経年車の廃車を伴う新車導入の場合:廃車する登録事項等証明書の現在記録と保存記録の写し)

交付確定通知書の受領

交付確定通知書の郵送を希望する場合は、報告時に返信用封筒(長形 3 号)に「郵便番号、住所、あて先」をご記入の上、郵便切手(82 円)を貼付してご提出ください

3、補助金請求

補助金請求書の提出

- <受付期間> 当該年度の 4/1 から翌年 4/23(土・日・祝日の場合は、前日の開庁日)の 17:30 まで
- <必要書類> 様式第 7 号(導入車両 1 台ごとに作成してください)

神戸市より補助金をお支払(振込)します[手続き終了]